

給水装置工事基準書

旧基準書(改正前)	新基準書(R5.4月改定)
<p>第 4 章 給水装置の指定材料</p> <p>2 管理者の定める給水装置材料の構造及び材質</p> <p>①4) ポリエチレン管用 JWWA B 117 A形(ボール式)</p> <p>⑥水道用ステンレス鋼管継手 JWWA G 116 (SAS32203) プレス式</p> <p>5 使用場所別による指定材料 水道用ステンレス鋼管40、50mm 公道横断 ○(50mmのみ)</p>	<p>第 4 章 給水装置の指定材料</p> <p>2 管理者の定める給水装置材料の構造及び材質</p> <p>①4) ポリエチレン管用 JWWA B 117 A形(ボール式)、$\phi 50 \times 40$についてはPCT規格外品</p> <p>⑥絶縁フレキシブル継手(SUS316) JWWA認証登録同等品以上</p> <p>⑦水道用ステンレス鋼管継手 JWWA G 116 (SAS32203) プレス式</p> <p>5 使用場所別による指定材料 水道用ステンレス鋼管40、50mm 公道横断 ○(50mmのみ)</p>
<p>第 5 章 給水管径及びメーター口径の選定</p> <p>2 分岐可能な給水管径 配水管から分岐する給水管の径は、分岐される配水管径より小さい管径とする。ただし、50 mmの配水管については、公道部は同径までとするが、給水量は40 mmに規定する量までとする。</p> <p>4 メーター口径の決定 ※給水管径40 mmは、配水管から宅地内第1止水栓までは50 mmとする。</p>	<p>第 5 章 給水管径及びメーター口径の選定</p> <p>2 分岐可能な給水管径 配水管から分岐する給水管の径は、分岐される配水管径より小さい管径とする。ただし、50 mmの配水管については、公道部は同径までとするが、給水量は40 mmに規定する量までとする。</p> <p>4 メーター口径の決定 削除</p>
<p>第 6 章 メーター廻りの配管</p> <p>2 メーター廻りの配管</p> <p>(6)メーターの前後には上流側に3D(管の口径の3倍)以上、下流側に1D以上、75 mm以上及び電磁式のメーターは上流側に5D(管の口径の5倍)以上、下流側に3D以上、水平区間を設けること。</p>	<p>第 6 章 メーター廻りの配管</p> <p>2 メーター廻りの配管</p> <p>(6)逆流防止措置として、認証品の逆流防止弁を使用し、その設置は次のとおりとする。分岐口径75 mm以上の場合、工事等で配水管の圧力が低下した場合に給水管からの逆流により配水管の水質汚染の影響が大きいことから、宅内第一バルブ先(75 mm以上のメーターを設置する場合はメーター先)に逆止弁を設置し、保守管理のためバイパス管を設置すること。バイパス管の口径は分岐口径75 mmでは50 mm、分岐口径100 mmでは75 mmとする。</p> <p>(7)メーターの前後にはメーター中心から接する器材のフランジ面(仕切弁または定流量弁)までフランジ短管を用いて上流側に3D(管の口径の3倍)以上、下流側に1D以上、75 mm以上及び電磁式のメーターは上流側に5D(管の口径の5倍)以上、下流側に3D以上、水平区間を設けること。</p>
<p>第 7 章 3階建て以上の建築物における直結直圧式給水装置工事設計に関する特例</p> <p>2 適用範囲 給水区域内で3階建て(給水管を分岐する配水管布設道路を基準階としていう)以上の建築物のうち、次の各号に適合するもの。</p> <p>4 管径 (1)給水管の主管径 3)原則として主管径は同一径で布設すること。ただし、主管径40 mmの施設は配水管から宅内第一バルブまでを50 mmとする。</p>	<p>第 7 章 3階建て以上の建築物における直結直圧式給水装置工事設計に関する特例</p> <p>2 適用範囲 給水区域内で3階建て(給水管を分岐する配水管布設道路を基準階としていう)以上の建築物のうち、次の各号に適合するもの。なお、分岐口径75 mm以上の給水装置の構造は階高に関わらず本章の基準を適用する。</p> <p>4 管径 (1)給水管の主管径 3)原則として主管径は同一径で布設することが望ましい。ただし、主管径40 mmの施設は配水管から宅内第一バルブまでを50 mmとする。</p>

給水装置工事基準書

旧基準書(改正前)	新基準書(R5.4月改定)
<p>第 10 章 舗装先行工事</p> <p>1 総則 給水装置新設工事のうち開発行為、宅地造成等で給水管の配水管への取り付けが条件となる場合及び、道路が舗装されることが確実で、周囲の状況等によりその必要があると判断される場合は、給水装置の一部施行として止水栓までの取り出し工事を先行させることができる。</p> <p>2 給水管の取出し (2)舗装先行の取出し口径は25 mmで原則第1止水栓までとする。</p> <p>5 工事申込み (1)舗装先行工事については、道路復旧工事に先行する場合のみとする。その他の工事については通常の工事申込をする。 (2)舗装先行工事をする敷地に既設給水装置がある場合、先に撤去工事の申込みをする。</p>	<p>第 10 章 舗装先行工事</p> <p>1 総則 給水装置新設工事のうち開発行為、宅地造成等で給水管の配水管への取り付けが条件となる場合、道路が舗装されることが確実で、周囲の状況等によりその必要があると判断される場合、及び、既存の給水装置を撤去する場合であって、近い将来当該給水装置の再利用が見込まれ、かつ、給水装置の材質や口径が当該基準と適合する場合は、給水装置の一部施行として止水栓までとすることができる。</p> <p>2 給水管の取出し (2)舗装先行の取出し口径は20 mm以上で原則第1止水栓までとする。</p> <p>5 工事申込み 削除</p>
<p>第 14 章 工事用給水装置工事</p> <p>2 適用 工事用給水装置工事で設計する給水装置は、後続して行われる建築工事等のための工事用として位置づけられるものであり、建物内部の給水装置工事を速やかに申込むとともに、建物内部の給水装置工事の検査完了までの間は、工事用料金適用とする。(給水条例第29条)</p>	<p>第 14 章 工事用給水装置工事</p> <p>2 適用 工事用給水装置工事で設計する給水装置は、後続して行われる建築工事等のための工事用として位置づけられるものであり、建物内部の給水装置工事を速やかに申込むこと。 (工事用料金制度廃止のため)</p>

給水装置工事設計施工技術書

旧基準書(改正前)	新基準書(R5.4月改定)
第8章 工事施工 5 配管工事 (2) 配管 8) 水栓の予定箇所は、プラグ止めせず必ず給水栓を取付けること。	第8章 工事施工 5 配管工事 (2) 配管 8) 水栓の予定箇所は、プラグ止めせず必ず給水栓を取付けること。 ただし、分離発注等により期間を空けずに施工される場合は事前協議とする。
第10章 水道用ステンレス鋼管による施工について 2 適用範囲 2) 使用する水道用ステンレス鋼管の径は、20、25、40(宅地内のみ)、50mmの4種類とする。	第10章 水道用ステンレス鋼管による施工について 2 適用範囲 2) 使用する水道用ステンレス鋼管の径は、20、25、40(宅地内のみ)、50mmの4種類とする。
第13章 分岐(せん孔)及び配管作業上の留意事項(補足) 5. 給水管施工方法 (6) 埋戻し良質な山砂を使用する。	第13章 分岐(せん孔)及び配管作業上の留意事項(補足) 5. 給水管施工方法 (6) 埋戻し作業 1) 良質土、改良土20-0又はRC-10を使用する。

給水装置工事図面作成方法

旧基準書(改正前)	新基準書(R5.4月改定)
	図面標記例を一部簡素化

給水装置工事申込みの手引き

旧基準書(改正前)	新基準書(R5.4月改定)
	押印省略による書式改訂